

人権啓発テキスト



人権文化を  
すすめるために



兵庫県・(財)兵庫県人権啓発協会



## はじめに

急激な社会構造の変化により、人権課題も多様化・複雑化し、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人などの問題に加えて、個人情報流出、働く人の人権、地球環境と人権の問題など、新たな問題が生じています。

とりわけ、今、百年に一度と言われる厳しい経済情勢の中、多くの人が職を失い生活に困窮するなどの問題に直面しています。また、全国各地で、自己の利益を優先し、最も尊重されるべき人の命を軽んじる事件が、毎日のように多発しています。私たちの身の回りにおいても、他人への無関心や近所付き合いの希薄化により、地域で支え合う力が低下し、さまざまな問題が発生しています。

多様性や個性を重視する成熟社会を迎えた今、人や地域がそれぞれの個性を認め、連帯する共生社会づくりが求められています。

兵庫県においては、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」のもと、平成16年度より、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざして、「人権文化をすすめる県民運動」を展開するとともに、人権尊重の視点に立った施策の一体的・総合的な推進に取り組んでいます。

人権について一層理解を深めていただくために、この『人権文化をすすめるために』を、家庭や学校、職場、地域において、積極的に活用していただくことを願っています。

兵庫のもつ多様性と個性、人と人、地域と地域のきずなこそが、兵庫を再び元気にする再生力だと考えます。私たち県民すべてが力を合わせ、だれもが自分のもてる能力や個性を発揮し、いきいきと暮らす、成熟社会にふさわしい21世紀の兵庫、「元気で安全安心な兵庫」をつくっていきましょう。

平成22年3月

兵庫県・財団法人兵庫県人権啓発協会

## はじめに

### I 人権とは？

2

人権のはじまりと広がり

### II 人権への取組と保障

4

国際社会における取組

日本の取組

兵庫県の取組

日本国憲法で保障されている基本的人権

### III 人権文化について

12

「人権文化をすすめる県民運動」について  
人権文化をすすめるために

### IV 人権を考えるために

14

自分を受け入れる 関心を持ち 正しく知る  
違いを認め合う つながる命を感じる

### V さまざまな人権

17

女性 子ども 高齢者 障害のある人 同和問題  
アイヌの人々 外国人 HIV感染者・ハンセン病患者等  
刑を終えて出所した人 犯罪被害者等  
インターネットによる人権侵害 ホームレス  
セクシュアル・マイノリティ  
北朝鮮当局によって拉致された被害者等  
人身取引(トラフィッキング)

### VI 日常生活における人権

31

家庭と人権 学校と人権 職場と人権  
地域と人権 環境と人権

### VII 資料編

37

日本国憲法(抄)  
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律  
兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針の骨子  
人権教育・啓発に関する基本計画(抄)  
日本が締結している主な人権関係条約  
人権関係年表(国内)  
兵庫県の人権相談先一覧



古代ローマの国家神をミネルヴァと言い、ギリシャ神話の知を司る女神アテナと同一視されています。その女神の使いが梟(ふくろう)であることから、古代より梟(ふくろう)は知恵の象徴とされてきました。

このテキストでは、知恵ブクロウさんが、人権に関するミニ情報を教えてください。

# I 人権とは？

人権は人々の要求と努力が強まるにつれ、また、時代や社会の変化につれて、多様になってきています。幸せを求め、人間らしい生活を守ろうとする人々の願望が、権利意識を高めてきました。

## 人権のはじまりと広がり

### 初めての人権宣言

人権とは何でしょうか。それは、「人間が人間らしく幸せに生きていくための権利」であると言われます。人権は、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利です。また、人権とは、国籍・性別・出身などにかかわらず、だれもが生まれながらにもっている権利です。

このような、「人権」という考え方のルーツは、17世紀頃からヨーロッパを中心に見られます。国王が権力を握る専制政治を倒そうとする民衆の動きが生まれ、市民革命へと発展しました。その典型がフランス革命です。そして、世界で初めての人権宣言である「フランス人権宣言」（1789年）が生まれました。この中で、人間であればだれもが生まれながらにもっている権利、つまり人権の不可侵性とその尊重が宣言されました。

### 広がる人権

フランス人権宣言で宣言された人権は、当時の社会状況を反映して、国家によるさまざまな制限から個人を解放することを目的とする「自由権」が中心でした。

その後、人権は、多くの人権宣言や各国の憲法などに取り入れられるようになりますが、その内容は時代や社会の変化とともに広がりを見せはじめています。

#### ①自由権

最初に主張された人権の内容は、「自由権」、「自由権的基本権」と言われる権利で、表現の自由や信教の自由、職業選択の自由、居住・移転の自由といった、個人が国家の制限から自由であることにより実現される権利です。

#### ②社会権

時代が下り、自由権と区別され主張

されるようになった権利は、国家が積極的に個人に対して保障する権利で「社会権」、「社会権的基本権」、「生存権」などと言われる権利です。具体的には、社会保障を受ける権利、教育を受ける権利、労働基本権などの、人として最低限度の生活を営むことを保障する権利であり社会的平等を保障する権利のことです。

#### ③新しい人権

1970年代以降、開発途上国などを中心に新しい種類の人権が提案されています。例えば、発展の権利、自決権、平和的生存権、地球規模での安全な環境への権利などがこれにあたります。自由権が第一世代、社会権が第二世代とすれば、これらの権利は第三世代の人権であるという考え方もあります。戦争や地球環境の悪化により人類の生存自体が困難になれば人権も無意味になることから、第一世代、第二世代の人権の基盤となる人権であるとしています。

この背景には、二度にわたる世界大戦、地域的な経済的格差の拡大や地球規模での環境破壊などのように、20世紀に生じた国境を越えた地球規模の問題があります。第三世代の人権は、まだ新しい考え方なので、具体的な取組はこれからです。

### あらゆる人に人権を

「世界人権宣言」（1948年）を契機として、人権は、あらゆる人々に普遍的に存在しているという考え方が広まりました。

また、第二次世界大戦以降は、人権の尊重が平和の基盤となるとの認識のもと、国際連合（以下国連）主導の各種の人権条約などによって、他国人権状況についての国際的監視が行われるようになってきています。

人権は、もともと国家と個人の問題としてとらえられていました。しかし、最近では、企業は社会に対して大きな影響を与える集団となってきているので、企業についても国家と同様にさまざまな人の人権に配慮し尊重する責務があるとする考え方も出てきています。

このように、時代や社会の変化につれて、人権はさまざまな面で多様な広がりを見せています。人々の幸せを保障する人権は、人々の生活が変化していく限り、これからもさまざまな広がりを見せていくでしょう。

# II 人権への取組と保障

## 国際社会における取組

### 世界人権宣言採択の経緯

20世紀は、二度にわたって世界大戦が起こり、特に、第二次世界大戦中における人権侵害、人権抑圧は、これまでにない不幸を人々にもたらしました。

このようなことへの反省としてつくられたのが、国連です。その国連の発足に先立ち制定された国連憲章は、「人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を目的の一つとして掲げ、「人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」のためにすべての加盟国が「共同及び個別の行動をとることを誓約する」ことを規定しています。

そして、1948（昭和23）年12月10日の第3回総会（パリ）において、すべての人と国が守るべき基準としての「世界人権宣言」を採択しました。

世界人権宣言は、誕生以来世界各国の憲法や法律に取り入れられ、さまざまな国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、世界の人々

にとって希望と励みの源となっており、この宣言により、人権を守る動きは大きく進んでいます。

### 世界人権宣言の内容

世界人権宣言は、前文と30条からなり、だれもが自由であることにより人権が保障されるとする自由権（1～20条）、参政権（21条）、国家や地方公共団体の関与によって人権が保障される社会権（22～27条）にわけて規定しています。また、第29条では、「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う」とし、他人の権利及び自由を尊重しなければならず、民主的社会における道徳、公の秩序と福祉のため定められた法律の制限に服すべきことを定めています。

### 人権関係諸条約

人権の問題は、各国ごとの国内問題であるという考え方から、第二次世界大戦終了以降は、国際社会全体にかかわる重要な問題であるという考え方が

次第に一般的になってきました。このような考え方から、世界人権宣言が採択された後も、この宣言で規定された権利に法的な拘束力をもたせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が起草され、1966（昭和41）年の国連総会において全会一致で採択されました。

この二つの国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。これらに加えて、国連が中心となり個別の人権保障のための条約が作成され、日本はそのうち12の条約を締結しています。（P46参照）

### 人権教育のための国連10年

国連には、人権理事会、人権高等弁務官事務所をはじめ、人権とのかかわりが深く人権の保障を確保するためのさまざまな機関が設置され、活動を行っています。また、人権に関する諸条約に基づき、締約国における条約の執行状況を監視するために設置された各種委員会（人権条約実施機関）とも連携しています。

複雑化する世界情勢を反映して、人権を擁護するため、国連は世界人権宣言や人権に関する条約の作成をはじめ

め、国際児童年や国際識字年などの国際年や国連の10年などの制定による人権に関する国際的な世論の喚起を図る活動も行っています。

特に、1994（平成6）年の総会では、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間の「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において「人権という普遍的な文化」が構築されることを目標とし、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むよう要請しました。これを受けて、世界各国では、人権に関する国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が進められてきました。

「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では2005（平成17）年「人権教育のための世界計画」を開始し、初等中等教育に焦点を当てた第1フェーズ（2005～2007年・以降2009年まで延長）行動計画も採択されました。なお、2009（平成21）年10月、人権理事会で2010年から2014年までを第二フェーズとすることが決議されています。

## 日本の取組

世界的に人権尊重の気運が高まりをみせる中で、日本においても、戦後、人権関係の多くの国際条約の批准や宣言の決議に加わりました。「世界人権宣言」については、日本はまだ連合軍の占領下であり、国連にも加盟しておらず、その作成には関与しませんでした。主権を回復することになった1951（昭和26）年のサンフランシスコ平和条約の前文では、「世界人権宣言の目的を実現するために努力する」意思を宣言しました。それとともに、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

平成7年には、「人権教育のための国連10年推進本部」が設置されるとともに、平成9年7月には、『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定されました。この行動計画では、人権という普遍的文化を構築することを目的に国の各省庁の連携・協力のもと、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うとともに重要な人権課題に対する積極的な取組を行うこととしています。

また、平成8年には、人権擁護施

策の推進を目的とする「人権擁護施策推進法」が制定されました。

平成12年12月には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行されました。（☞ P38 参照）この法律に基づき、国は『人権教育のための国連10年』国内行動計画などをふまえた、「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成14年3月に公表しました。この基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、国は人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。（☞ P43 参照）



### 「人権デー」と「人権週間」



国連は、世界人権宣言採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、国連加盟国等に対し、人権啓発・教育活動を推進するためのさまざまな行事を実施するように呼びかけています。

日本では、この「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

兵庫県では、「人権週間のつどい」（講演会等）を開催し、人権週間の意義を広く県民に周知し、人権意識の普及高揚を図っています。



## 兵庫県の取組

本県においては、兵庫2001年計画（昭和60年12月策定）における「共生型ネットワーク社会づくり」の基本理念のもと、“こころ豊かな兵庫づくり”を県政の目標に掲げ、県民の生涯学習の充実や青少年の健全育成、福祉施策や家庭施策の推進、コミュニティづくりなど、「こころ豊かな人づくり」、「すこやかな社会づくり」をめざすさまざまな施策を展開し、人権の尊重される社会づくりに努めてきました。

とりわけ、生命の尊厳や人と人のつながりの大切さなど、阪神・淡路大震災などから学んだ貴重な教訓を生かしたさまざまな取組を進めてきたところです。

女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者等の人権課題については、各個別の計画等に基づきそれぞれの課題に対応した施策の推進に努めるとともに、県の機関や関係団体などと連携を図りつつ、啓発をはじめ研修、相談、研究事業などに取り組んできました。

学校教育や社会教育においても、「人権教育基本方針」（平成10年3月策定）に基づき、自己実現と共生をめざして人権教育を推進してきました。

また、「兵庫県人権教育及び啓発に

関する総合推進指針」（平成13年3月策定）に基づき、家庭や学校、地域、職場などのあらゆる場における教育及び啓発を進めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民すべてがお互いを認め合いながら「共に生きる社会」の実現をめざしてきました。（☞ P40 参照）平成16年度からは、多様な人権問題の解決を図るため、「人権文化をすすめる県民運動」を展開しています。（☞ P12 参照）

今後とも、人権の尊重をめぐる国内外の動向や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、兵庫県の羅針盤となる「21世紀兵庫長期ビジョン・全県ビジョン推進方策（第2期）」（平成18年3月策定）で示されている基本課題や、めざすべき社会像等も見据えつつ、すべての県民に人権尊重の理念について理解を深めていただけるよう、人権教育及び啓発に関するさまざまな施策を進めていきます。



人権文化をすすめよう

兵庫県人権啓発活動シンボルマーク

## 日本国憲法で保障されている基本的人権

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできないものであると規定されています。言いかえると、日本国憲法は日本の人権宣言であると言えます。

また、人権を守るために、参政権や裁判を受ける権利も保障されています。

### 自由に生きる権利（自由権）

人はだれでも、それぞれの個性や能力を生かして自分自身の人生を築いていこうとします。どんな人生を築くかは個人の自由であり、権力に強制されるものではありません。

自由権は、日常生活に権力が干渉しないように求める権利であり、権力の抑圧から解放される権利です。日本国憲法では、自由権を三つの角度から、次のように保障しています。

#### ①身体の自由

その第一は身体的自由で、人間の自由の基本です。人を奴隷のように扱ったり、むりやり強制労働をさせたりしてはなりません（第18条）。また、法律の定める手続きなしに、身体を拘束したり、刑罰を加えたりすることが許されないことはいうまでもありません（第31条）。権力者の一方的な考えで人々を逮捕・投獄したり、拷問や残虐な刑罰を加えたりすることももちろん禁止されています（第33～36条）。

#### ②精神の自由

自由権の第二は精神の自由です。この精神の自由には思想・良心の自由など人間の心の中の自由とそれを外に向かって表現する自由の二つの意味が含まれています。精神の自由が保障されなければ、人々の心のはたらきは侵され、人間らしさも失われてしまいます。日本国憲法では、ものの見方や考え方の自由（第19条）、信教の自由（第20条）、学問の自由（第23条）を保障しています。また、政治を批判し、政治を正す運動も、言論・集会・結社の自由（第21条）として認められています。

#### ③経済活動の自由

第三は経済活動の自由です。これは財産活用の自由（第29条）、居住・移転及び職業選択の自由（第22条）などが含まれています。現在では、家柄や身分で職業が限定されたり、勝手に財産が奪われたりすることはありません。豊かな生活をめざして、自由な

創意や努力を重ね、労働者を雇って企業を起こすこともできます。現代の私たちの社会は、経済活動の自由によって大きく発展してきました。

### 平等の権利

人間は、だれでも、等しく尊重され、平等に扱われなければなりません。差別は、人間の尊厳を否定するものであり、絶対に許されるものではありません。しかし、社会に、支配する者とされる者との関係が生まれたときから、さまざまな差別が始まり、それは今も続いています。

権力をもつ者には、人々の間に制度の垣根や心の垣根をつくり、差別を助長することによって、その地位を守り強めようとする者もいました。人々は、お互いの尊厳を認め合い、平等な関係を築こうとする努力によって、権力者に対抗し、市民革命を成功させました。平等の権利は、市民革命以来、自由に

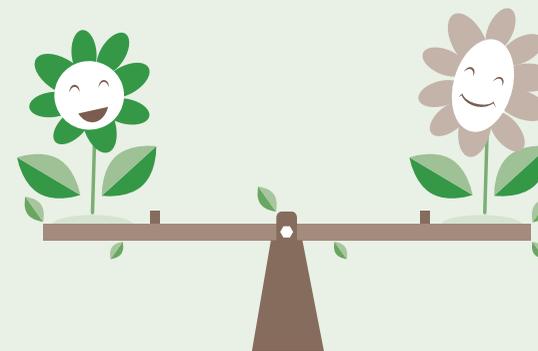
生きる権利とともに求められ、ついに法の下で、だれもが平等な扱いを受ける権利が保障されました。これが、「法の下での平等」という原則で、すべての人権の基盤となるものです。

日本国憲法でも、平等の権利を次のように定めています。「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第14条）。

### 人間らしく生きる権利（社会権）

経済上の不平等が社会の大きな問題となった結果、すべての人間に、人間らしく豊かな生活を保障するという社会権が基本的人権として認められるようになりました。

日本国憲法は、生存権（第25条）・教育を受ける権利（第26条）・労働者の諸権利（第27、28条）の三つの社会権を保障しています。



### ①生存権

すべての人間に、少なくとも人間らしいと言えるような生活を保障するという生存権は、1919年のワイマール憲法（ドイツ）で、資本主義国の憲法としては初めて、人権として認められました。第二次世界大戦後は、世界人権宣言や、多くの国々の憲法で、生存権を保障するようになりました。

日本国憲法は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（第25条）と生存権を認め、その保障のために社会福祉や社会保障を進めていくことを国の責務としています。

### ②教育を受ける権利

人間には、未知の世界を探求したい、豊かな知識や高度な技術を習得したい、という欲求があります。特に子どもには、自分の生活を自分で決められるよう、精神的にも成長して自立したい、という強い欲求があります。これらの欲求は、「教育を受ける権利」として保障されています。この権利によって、一人ひとりが人間としての個性と能力をのばし、主権者としての自覚と判断力を培っていくのです。

今日では、国民の「教育を受ける権利」を保障していくために、義務教育を無償とし、国や地方公共団体が学校

の建設や教員の配置などの教育条件を整備していくことを義務づける法律を定めています。

### ③労働者の権利 ・労働運動と権利の保障

一人ひとりの労働者は、雇い主よりも弱い立場にあり、不利な労働条件を押しつけられやすいものです。労働者は団結して自分たちの要求を実現するために、ストライキを行う権利を保障されています。労働条件は、労働者自身の努力と運動によって改善されていくもので、人間としてふさわしい労働条件を整え、生きがいをもって働けるようにすることは、社会権を保障するものであるといえます。

### ・労働基本権

日本国憲法は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」（第27条）と定めて、すべての人に労働の機会を保障しています。また、労働者が労働組合をつくること（団結権）、労働組合が賃金などの労働条件について雇い主と交渉すること（団体交渉権）、労働条件の改善のためにストライキなどを行う争議行為（団体行動権）を認めています（第28条）。これらの諸権利をまとめて、労働基本権（労働三権）といいます。

### 参政権

日本国憲法は、国民自身が政治の上で重要な役割を果たす権利を定めています。この権利を、参政権と言い、国民はこれによって権力を国民の意思の下におき、人権を守ることができるのです。

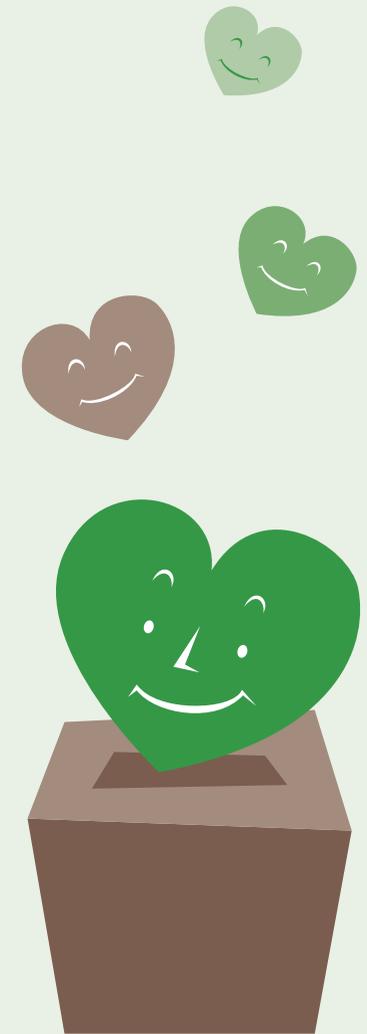
参政権の中心は、国民の代表を選ぶ権利（選挙権）と代表に立候補する権利（被選挙権）です。明治憲法下では、納税額や性別などで選挙権が制限されていましたが、現行憲法では、成年者による普通選挙を保障しています（第15条）。

また、進んで自分たちの要求を国や地方公共団体の機関に訴えること（請願権）（第16条）、さらに、最高裁判所裁判官の国民審査権（第79条）、市区町村など地方公共団体での住民投票権（第95条）、憲法改正の国民投票権（第96条）なども、重要な参政権です。

### 請求権

権利を侵害されたり、不当に不利益を受けたとき、損害の回復が保障されることも大切な権利です。国民はだれでも、裁判所に訴えて、自分の権利を主張し、公正な裁判を受けることができます（第32条）。公務員の不法な行為によって損害を受けた人や、裁判

で無罪になった人が償いを請求する権利（第17条、第40条）も保障されています。



# Ⅲ 人権文化について

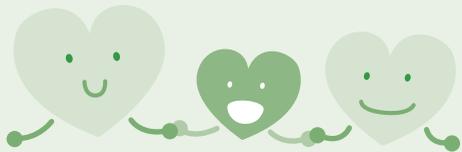
## 「人権文化をすすめる県民運動」について

### ● 「人権文化」とは

人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて生活文化として定着していることです。

人権文化とは、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのものをいいます。

例えば、混んだ電車やバスでお年寄りや体の不自由な人に出会ったとき、声をかけたり、自然に席を譲る行動をとることであり、雨の日に車で走行中に歩行者に出会ったとき、車のスピードを落として、泥水がかからないように相手のことを考えた行動をとることなどで、むずかしいことはありません。



### ● 「人権文化をすすめる県民運動」とは

「人権文化」が広く県民に定着するように、県が市町とともに推進している啓発活動です。

人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる現代社会では、一人ひとりの個性を尊重し、お互いの違いを認め合い、共に支え合う「共生社会」の実現が求められています。

そのためには、日常の交流を通して、お互いが「こころの壁」をとりはらい、それぞれの価値観やライフスタイルの違いを受け入れ、相手の気持ちや立場を理解し、自分以外の人を思いやる感性を磨いていくことが大切です。これらの積み重ねが、日常の身近なできごとを人権の視点から考えることにつながり、人権を尊重することを当然のこととして自然と行動に結びつけられるようになります。このように、私たち一人ひとりがお互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重が自然に態度や行動としてあらわすことが文化として定着している社会をめざして、「人権文化をすすめる県民運動」を市町とともに推進しています。

## 人権文化をすすめるために

日常生活のすべての場面で、身近なことについて人権の視点から見つめ直し、感性を高め、行動につながるように努めることです。

### 「あいさつ」から

人と人のコミュニケーションは気持ちのよい「あいさつ」からはじまります。他の人を理解する出発となるのが「あいさつ」です。

### 「相手を思う想像力」から

日常生活の中で、相手の人権について全く気づいていなかったり、そのことが深刻な問題であるという認識に欠けていたりして、知らず知らずのうちに他の人の人権を侵害してしまうことがあります。お互いの人権に配慮し「相手を思う想像力」を育むことが大切です。

### 「多様性の容認」から

社会は、さまざまな価値観をもった人やいろいろな年齢、国籍の人によって成り立っています。自分と異なる人を変えているからと、排除したり、認めないというのではなく、一人ひとりがお互いの違いを認め、お互いの人権を尊重する「多様性の容認」をすることが大切です。

### 「共生の心」から

人は、一人で生きているわけではなく、お互いに支え合って生きています。他の人の人権を守ることが、自分自身の人権を守ることにつながります。常に自分の人権と他の人の人権が共存していくように「共生の心」をもつことが大切です。

### 「感性を育むこと」から

日常生活において、自分の人権のみを主張することが、他の人の人権を侵害する場合があります。人権侵害を受けた当事者の声に耳を傾けたり、さまざまな情報に積極的に触れることなどを通して、人権侵害の痛みがわかる「感性を育むこと」が大切です。

### 「さまざまな人との交流」から

人を思いやり、心を通わせるためには、人のことをよく知り理解することが大切です。そのためには、自分の心を開いて、年齢、性別、国籍などにこだわらず「さまざまな人との交流」をすることが大切です。

# IV 人権を考えるために

ここでは、私たち一人ひとりが人権感覚を磨き、意識を高め、人権尊重の社会をつくっていくための基本的な視点について取り上げます。

## 自分を受け入れる

- お互いの人権を尊重し豊かな人間関係をつくるには、まず自分を肯定する意識をもつことが大切です。それは、自分自身の生きる力となり精神的安定につながり、ひいては相手を肯定的にとらえるゆとりができるからです。
- 自分自身に肯定的な感情をもつこと、自分を価値ある存在だと思う気持ちを「自尊感情」と言います。つまり、欠点や短所も含めてまるごとの自分を受け入れ、「自分が好きだと感じること」、「自分の価値を認めること」、「自分を大切にすること」といった自分の存在を肯定する意識のことです。
- 自尊感情を高めるには、次のような感覚をもつことが大切です。
  - ・ 周囲から愛され温かく包まれているという感覚
  - ・ 友達と話が通じ合えるという感覚
  - ・ 自分は努力し、やり通すことができるという感覚
  - ・ 今の自分のことが好きだという感覚
- 自尊感情をもつということは、子ども自身が親や家族、周りの大人に愛されていると実感することからはじまります。育児をする大人自身が自尊感情を保つことができれば、子どものよさを見逃さずに認めることができます。自尊感情の育成には、家庭や地域において、子どもを一人の人として肯定的に見守り、よさを認め、伸ばしていくことが最も必要です。



## 関心をもち 正しく知る

- 「愛の反対は憎しみではない 無関心だ」これは、マザー・テレサが残した言葉です。無関心でいること、苦しむ者にかかわりをもたずに傍観者であることが、憎しみ以上であるというのです。
- 無関心でいることは、正しい知識が得られないまま、誤った理解に陥ってしまいがちです。それから生まれる固定観念（ステレオタイプ）による思い込みや決めつけがマイナスの感情と結びつくと、偏見になります。そして、絶対許されない差別につながってしまうことが度々あります。
- 私たちの身の回りには、さまざまな問題を抱えて生活している方がいて、密かに SOS を発しているかも知れません。見かけや噂話でのみ判断するのではなく、関心をもち、正しく知ろうとすることこそが、解決に向けた大切な第一歩となります。まず、自分から動き出すことが大切です。



## 違いを認め合う

- 私たちは、「みんなと一緒に」「みんなと同じ」であることにより、安心感をもつ傾向があります。そのことが時には、「みんなと同じでない」ということから、「異質なもの」として排除することにつながる場合があります。
- 人は、それぞれ違った個性や特徴をもっています。しかし、人を個人としてではなく、「国籍」「性別」などの属性で人を見てしまうと、異質なものとして間違った思い込みや一方的な決めつけを生むおそれがあります。そうではなく、自分とは違う人とのかかわりが多ければ多いほど、生き方の幅が広がり豊かな生活が送れるのではないのでしょうか。
- 人はだれも一人では生きていけないものです。多くの人と支え合い多くの人とつながって生きています。一人ひとりがお互いの違いを認め、他の人の人権を守ることが、ひいては、自分の人権を守るにつながるのであるのです。日ごろからお互いの違いを認め合い、その上でだれもがもつ「幸せに生きたい」という願いを大切に生きる生き方を心がけることが重要です。

つながる命を感じる

- 20世紀には、世界中を巻き込む不幸な戦争を二度も経験しました。二度と過ちを犯してはならないとだれもが反省したのにもかかわらず、今もなお、世界の至る所において、命を奪いあう戦争やテロ、殺人事件が繰り返されています。また、日本に目を向けると、自ら命を絶つ人の数が平成10年より12年連続で3万人を超えるという現実もあります。(平成21年12月末現在)
- 今ある私たちの命は、祖先から受け継がれてきたものです。つまり、何百年も何千年も何万年も前の命とつながっているのです。祖先の中の

一人でも欠けていれば、今の自分は存在しません。また、一人でも違う人だったとすれば、今の自分とは違う自分であるはずです。そう考えれば、命の重さ、尊さを感じずにはいられません。

- この尊い命を互いに守り合い、未来に受け継いでいかななくてはなりません。そのためには、人間以外の生き物や自然環境の保護など地球規模で考え、取り組む必要があります。私たちのかけがえのない命を、胸をはって未来にバトンタッチしたいものです。



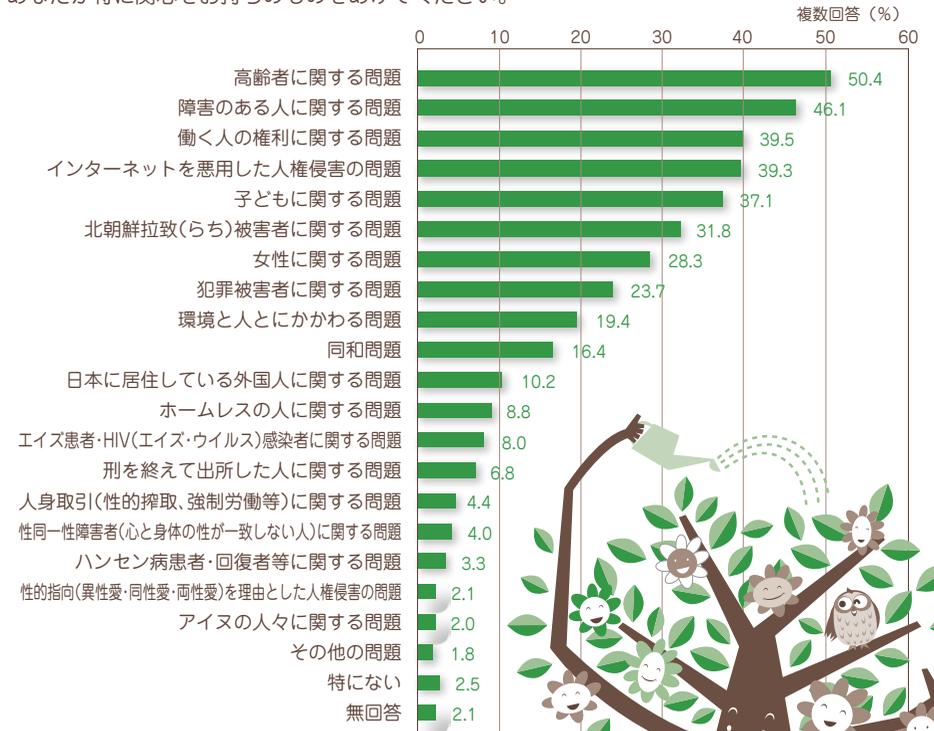
# V さまざまな人権

人権尊重について理解を深めるためには、「法の下での平等」や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権課題を現実社会の中で具体的な問題としてとらえ、身近な課題に対して積極的に取り組み、解決していこうとする個別的な視点との両面からのアプローチが大切です。

ここでは、取組が求められている主な人権課題について取り上げます。

## ■特に関心のある人権問題

日本の社会には、人権にかかるいろいろな問題がありますが、あなたが特に関心をお持ちのものをあげてください。



兵庫県・(財)兵庫県人権啓発協会  
「平成20年度人権に関する県民意識調査」より



## 男女が対等なパートナーとして … 女性の人権

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法律においても男女雇用機会均等法などによって男女平等の原則が確立されています。また、昭和60年に女性差別撤廃条約が批准され、平成11年の「男女共同参画社会基本法」の制定に基づいて、平成12年に「男女共同参画基本計画」（平成17年改定）が策定され、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざしたさまざまな取組が進められています。

兵庫県では、平成14年4月に「男女共同参画社会づくり条例」を施行し、男女共同参画社会づくりに関する基本理念をはじめ、県、県民、事業者、団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定め、取組を進めてきました。

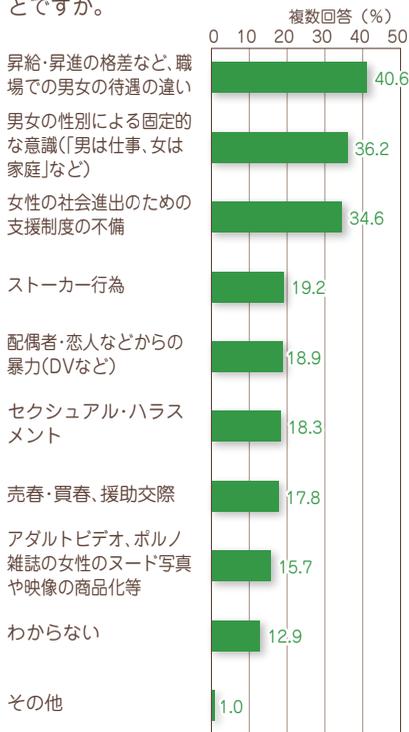
しかし、今なお、「男は仕事、女は家庭」といった社会に根強く残る固定的な役割分担意識により、家庭や職場等でさまざまな男女差別が起きています。

さらに、配偶者・恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）や職場等におけるセクシュアル・ハラスメントはもとより、性犯罪などの「女性に対する人権侵害」も重大な問題です。そのため、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平

成13年）が施行され、特にDVに関しては、兵庫県では、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づきDV対策を推進しています。しかし、女性が被害を訴えにくいことから、問題が潜在化する傾向があり、そうならないように周囲の人の理解と協力が重要です。

### ■女性の人権問題に関する意識

女性に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。



「平成20年度人権に関する県民意識調査」より

## 大人や社会が守る 大切な命 … 子どもの人権

子どもも大人と同様に基本的人権を保障されています。大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待などに見られるように深刻な状況にあります。

「いじめ」の根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった人権意識の立ち遅れがあると考えられ、この問題を解決するためには、教育機関はもとより社会全体の意識の改革が必要であると言われています。

また、学校での体罰により、入院治療を要する重大な結果を生じたものや体罰を受けた児童・生徒が暴力を屈辱として受け止める例も少なくありません。しかもその内容が陰湿なため、児童・生徒の「いじめ」や「不登校」を誘発し、あるいは助長していると思われるものもあります。



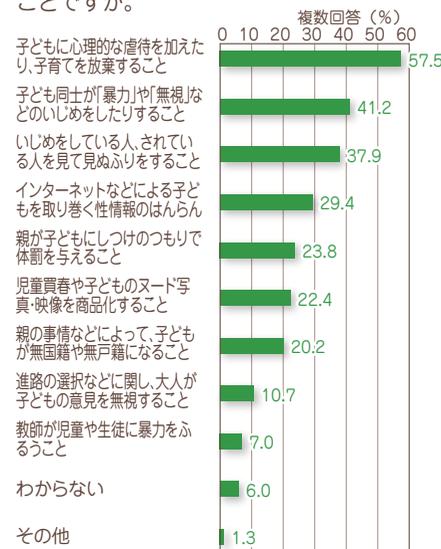
子ども虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを使用し、行政と民間が一体となって、11月の児童虐待防止推進月間を中心に取り組む児童虐待防止運動です。

講演会・研修会等の行事や市民も参加した啓発パレード等、各地でさまざまな事業が実施されています。

さらに、児童虐待の問題があります。乳幼児や児童を親等が虐待し、中には死に至る痛ましい事件が後を絶ちません。そのため、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が施行されましたが、事態の深刻化により、平成16年、平成20年に相次いで改正されています。兵庫県では、県内のこども家庭センターにおいて、「児童虐待防止24時間ホットライン」を設置し、相談を24時間体制で受け付けています。（P48 参照）

### ■子どもの人権問題に関する意識

子どもに関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。



「平成20年度人権に関する県民意識調査」より

## 自分らしく いつまでも … 高齢者の人権

日本における平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として、社会の高齢化はきわめて急速に進んでおり、平成20年には総人口に占める65歳以上の高齢者が22.6%となっています。さらに、平成25年には4人に1人、平成47年には3人に1人が高齢者となると予測されています。

こうした中、疾病等のために介護を必要としている高齢者に対し、虐待を加えるなど高齢者の人権問題が、大きな社会問題となっています。高齢者に対する虐待には、身体に危害を加える「身体的虐待」、言葉や態度などで精神的に苦痛を与える「心理的虐待」、介護や生活の世話を放棄するような「養護の怠慢・放棄（ネグレクト）」に加えて、本人の承諾なしに年金や預貯金を引き出したりする「経済的虐待」などがあります。こうしたことから、平成18年4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。法律では虐待の定義、通報義務などを定めています。

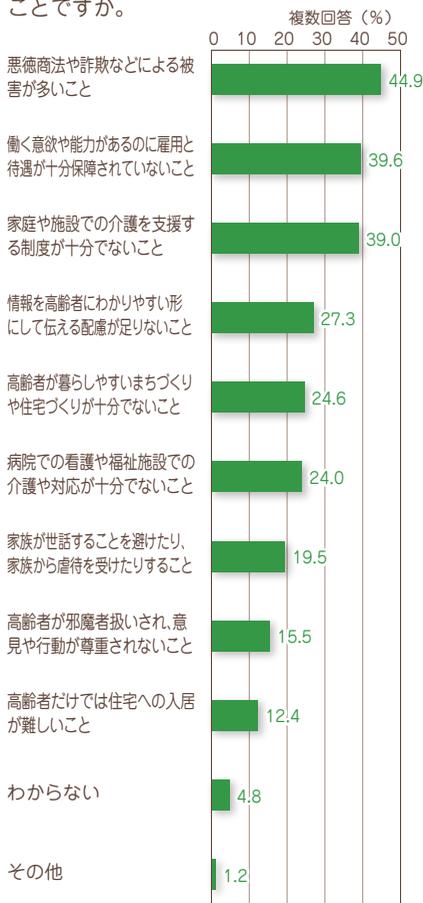
また、高齢者に対する就業差別や悪徳商法や詐欺による被害など、高齢者の人権問題が大きな社会問題として注目されています。

兵庫県においては、総合的な高齢者施策の実施計画として、「ひょうご長寿社会プラン」を平成19年3月に策定し、だれもが迎える高齢期において、

その尊厳が守られ、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、活用されるような社会づくりを進めています。

### ■高齢者の人権問題に関する意識

高齢者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。



「平成20年度人権に関する県民意識調査」より

## だれもが住み良い社会を … 障害のある人の人権

障害のある人を含むすべての人々にとって住み良い社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体による各種の施策だけでなく、社会を構成するすべての人々の十分な理解と配慮が必要です。

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で自立と社会参加ができるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（普通）な社会であるという考え方を、「ノーマライゼーション」と言います。日本でも、さまざまな取組が、「ノーマライゼーション」を基本理念の一つとし、障害のある人の「完全参加と平等」の目標の下に進められてきています。

ノーマライゼーションへの実現に向けての代表的な取組の一つとして、道路や床の段差をなくすといった「バリアフリー」があります。しかし、例えば点字ブロックの上に自転車を駐輪すると、視覚障害のある人の歩行の妨げとなるなど、ハード面での整備がなされてもその機能が阻害されていることがあり、「心のバリアフリー」も進めていく必要があります。

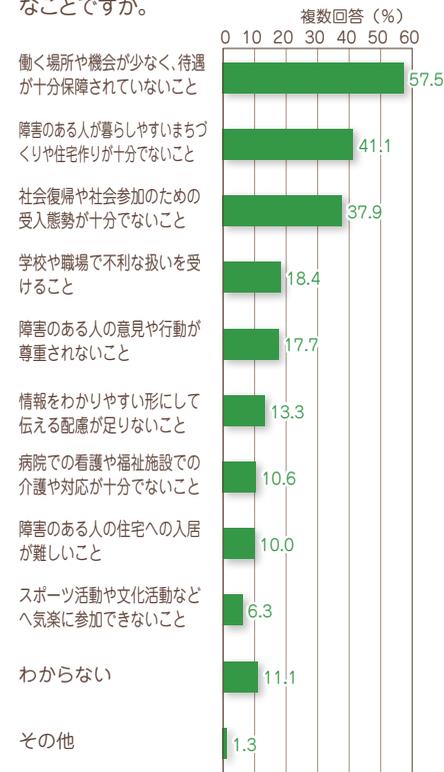
それにより、障害のある人だけでなく子どもや高齢者などにも生活しやすい環境が実現され、だれもが安心して暮らせる社会、すなわち「ユニバーサル社会」づくりにつながります。兵庫県では、平成17年4月に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を

策定し、同年8月に立ち上げた「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」を中心に、地域団体や企業等の参画を得た県民運動を展開しています。

それぞれの人格と個性を互いに理解し尊重し合えるよう、私たちの意識を変えていかなければなりません。

### ■障害のある人の人権問題に関する意識

障害のある人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。



「平成20年度人権に関する県民意識調査」より

## 差別のない社会づくりを … 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお日常生活の上でいろいろな差別をうけるなどの日本固有の人権問題です。

この問題を解決するため、昭和44年以降、国や地方公共団体が各種の特別対策を講じた結果、住環境などの物的な基盤整備などでは大きく改善され、平成14年3月には特別対策が終了し、一般対策へ移行しました。

しかし、国や県の調査結果を見ても、身元調査や結婚・就職差別を中心に今日でも課題が残されています。

また、同和地区出身者を誹謗・中傷する表現や同和地区の所在を示す書き込みがインターネットに掲載されるといふことも起きています。

同和問題を解決するためには、私たち一人ひとりが同和問題について、より一層理解を深め、因習や偏見、世間体などに縛られず、日常生活を人権の視点から見つめ直すことが必要です。

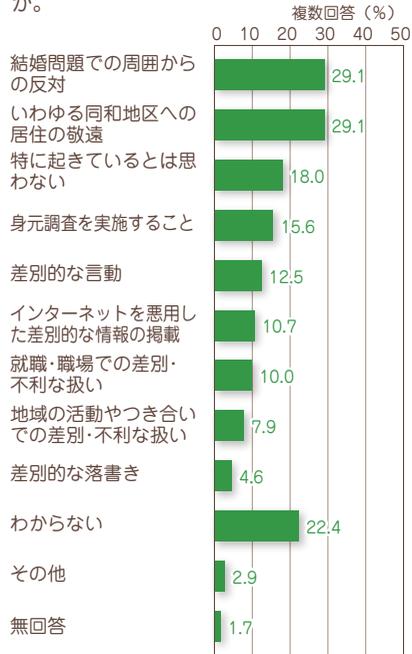


### えせ同和行為とは

同和問題の解決を阻む大きな要因になっているものに、いわゆる「えせ同和行為」の横行があります。これは、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけて、高額の書籍を売りつけるなどの行為を指します。えせ同和行為に対しては、行政機関や企業などが密接に連携し、不当な要求には、毅然とした態度で断固として拒否することが必要です。

### ■ 同和問題に関する意識

同和問題に関して、あなたは、今、どのような人権問題が起きていると思われますか。



「平成20年度人権に関する県民意識調査」より

## 協働による人権のまちづくりの推進を

近年では国や兵庫県の人権施策をみても、多様な人権課題が等しく重要なものとして位置づけられており、同和問題もそのひとつとされるようになってきました。様々な人権問題にはそれぞれ固有の特徴と共通する側面があることから、同和問題についてもその両面をきちんととらえる必要があります。

1996年の「地域改善対策協議会意見具申」においても、また2002年の「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、「(個別的視点からのアプローチと普遍的視点からのアプローチの)両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えら

れる。」と書かれているように、今後は同和問題を同和問題固有の枠組みだけでとらえるのではなく、人権問題としての共通の視点でとらえ直すことが大切になります。

したがって、同和問題の解決にあたっては社会の人権文化を全体として豊かにするような取組を工夫することや、同和地区と地区外の組織や人々がそれぞれの経験を生かしながら「人権が大切にされ、多様性が尊重されるまちづくり」に向けて協働することが、今後何よりも重要になってくるだろうと思います。

(平沢安政 大阪大学大学院教授  
「ひょうご人権ジャーナル ぎずな」  
平成21年8月号より抜粋)

## 理解と認識を深めて … アイヌの人々の人権

アイヌの人々が、憲法の下で平等を保障された国民として、その人権が擁護されなければならないのは当然のことです。しかし、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、進学や就職、結婚などで差別や偏見が依然として存在しています。

これに対し、アイヌ民族の正当な地位を築こうという気運が高まり、平成9年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が成立しました。そ

して、平成19年9月、「先住民族の権利に関する国連宣言」(先住民族権利宣言)が採択され、さらに翌年の6月には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、政府が初めて、アイヌの人々を先住民であると認めました。

現在、アイヌ語伝承のためのアイヌ語教室が開設されたり、伝統文化や伝統行事が各地で復活したりしており、それに対し、国や地方公共団体もアイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう支援を行っています。

## 違いを認め合い かかわりあって … 外国人の人権

今日、日本の社会は、諸外国との人的及び物的交流が飛躍的に拡大し、日本に在留する外国人が増加しています。平成20年末現在の外国人登録者数は、190カ国約221万7000人（兵庫県内：135カ国約10万2000人）で、日本の総人口の1.74パーセントを占めています。（平成21年版在留外国人統計〈法務省〉）

そのため、言語、宗教、生活文化や習慣等の違いから、外国人をめぐるさまざまな人権問題が発生しています。例えば、日本の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等の永住者をめぐる問題があります。また、外国人であるという理由だけで、家主や仲介業者の意向により、アパートやマンションに入居させないという差別的取り扱いがなされたり、公衆浴場においての入浴を拒否したりするという問題が発生しています。あるいは、外国人について根拠のない噂が広まるといった事案も生じています。

兵庫県では、外国人県民が安心して暮らすことができるよう、(財)兵庫県国際交流協会の外国人県民インフォメーションセンターにおいて、5言語（日本語・英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語）による生活相談や情報提供等を行っています。（http://www.hyogo-ip.or.jp/）（P49参照）

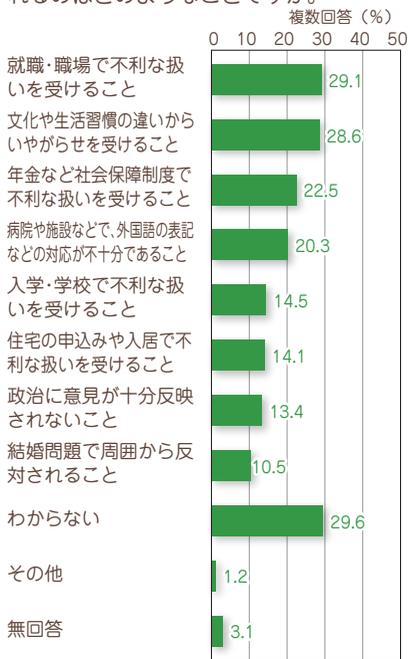
また、県教育委員会では、子ども多文化共生センターを中核として、日本語指導が必要な外国人児童生徒の自己実

現を支援するとともに、すべての児童生徒に共生の心を育成するため、子ども多文化共生教育の充実を図っています。（http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/）（P49参照）

言語、宗教、生活文化や習慣等の違いなど、外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、互いに認め合いかわりあう「多文化共生社会」をつくっていくことが重要です。

### ■日本に居住している外国人の人権問題に関する意識

日本に居住している外国人に関するところで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。



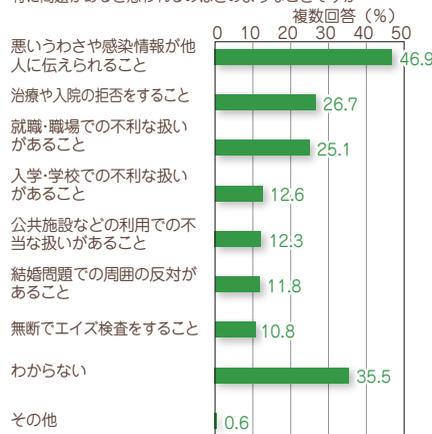
「平成20年度人権に関する県民意識調査」より

## 正しい理解をもって … HIV 感染者・ハンセン病患者等の人権

エイズウィルス（HIV）やハンセン病などの感染症については、まだまだ正しい知識や情報が普及しているわけではなく、こうした感染症等についての理解不足から生じる人権問題もあります。

### ■エイズ患者・HIV感染者の人権侵害に関する意識

エイズ患者・HIV感染者に関するところで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。



「平成20年度人権に関する県民意識調査」より

例えば、エイズの原因である HIV の感染力は非常に弱く、正しい理解が

あれば日常生活をともにすることができます。医療技術の進歩により、感染したとしても通常の生活を送ることができるようになっていきます。兵庫県では、患者等の精神的不安等の負担の軽減を図るため、エイズカウンセラーを派遣し、継続的にきめ細かな相談・カウンセリングを行う「兵庫県エイズカウンセラー派遣事業」を平成20年度から行っています。

また、ハンセン病は、もともと病原性の弱い「らい菌」による感染症ですが、過去には遺伝病と誤解され、患者の強制隔離が行われました。しかし、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも万一発病しても、早期治療により後遺症は残りません。ハンセン病に対する差別や偏見の解消を更に推し進めるため、平成20年には「ハンセン病問題の解決に関する法律」が成立し、平成21年に施行されました。兵庫県では、「療養所入所者の里帰り事業」や「療養所への訪問・交流事業」などを行っています。



### ハンセン病を正しく理解する週間とは

昭和39年に、6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までを「ハンセン病を正しく理解する週間」と定められました。

6月25日は、病気の予防と患者の救済に特別な関心を寄せられた大正天皇の后・貞明皇后の誕生日であり、ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、週間中には、さまざまな事業が実施されています。

## 同じ社会の一員として …刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識があります。就職や入居に関しての差別や、悪意のある噂や地域社会などからの拒否的な感情など、本人の努力にもかかわらず、更生欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

また、本人だけではなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場、

学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えて出所した人が、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が重要です。刑を終えて出所した人に配慮し、同じ社会の一員として温かく迎えることが大切です。

## 無責任な噂や中傷が人を傷つけています …犯罪被害者等の人権

誰もが犯罪被害者になりうる現実がある中で、犯罪被害者やその家族は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるなどの目に見える被害に加えて、重大な精神的被害を受けています。加えて、再被害の不安や捜査・公判の過程での負担などで新たな精神的被害を受けたり、さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や、過剰な取材・報道などによる名誉や生活の平穏の侵害など、犯罪による直接的被害にとどまらず、副次的な被害に苦しめられることが指摘されています。

このような事態を改善するため、平成17年には「犯罪被害者等基本法」が施行されました。兵庫県では、平成

18年に施行された「地域安全まちづくり条例」の中で、犯罪被害者等を支援する機関・団体と協働して情報提供や相談、その他の支援を行うことを定めています。



## 使う側の人権意識が大切です …インターネットによる人権侵害

高度情報化社会が進展し、インターネットや電子メールは、だれでも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、急速に普及しています。

その反面、匿名性（実際には発信者を特定することは可能です）、情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報が電子メールで

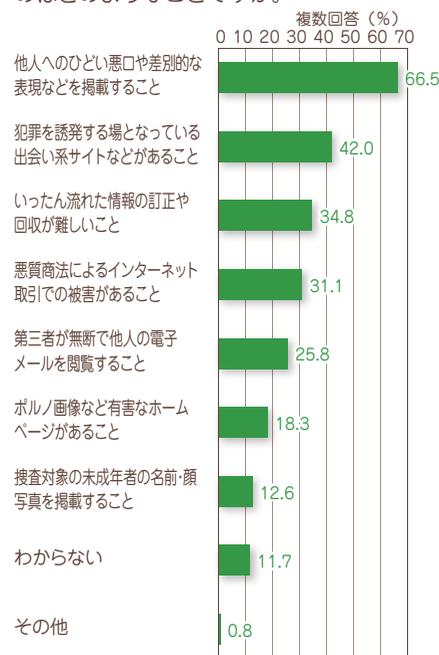
流されたり、インターネット上に掲載されたりするなど、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

特に、子どもが犯罪に巻き込まれ被害にあう事例が多発しています。少年が保護者の監督の及ばない所で、パソコンや携帯電話によりインターネットを利用して違法・有害情報に直接アクセスできる状況が放置されていたり、出会い系サイトを利用して児童買春などの性的被害に遭う事件が多発したりしています。「メール」だけでなく、「ブログ」「プロフ」など新しい形態が次々とつくり出され、インターネット上でのいじめの件数が増加しており、それに伴う不登校、自殺も深刻な問題になっています。

このような状況に対し、憲法の保障する表現の自由へ配慮しながらも人権を侵害する悪質な情報の掲載に関しては、「プロバイダ責任制限法」（平成14年）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年）、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」（平成15年・平成20年改正）、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」（平成20年）などの法的な対応や業界の自主規制による対策が進んでいます。

### ■インターネットを悪用した人権侵害に関する意識

インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。



「平成20年度人権に関する県民意識調査」より

また、兵庫県では、平成21年3月に「青少年愛護条例」を改正し、保護者に対し、18歳未満の青少年が使用する携帯電話の契約時にフィルタリングを利用しない場合、正当な理由の申出書の提出を義務付ける（平成21年7月施行）など、インターネット上の有害情報から青少年を保護する取組を進めています。



「ケータイ・ネット社会と人権」をテーマにした  
人権啓発ビデオ「あゝ空の向こうに」  
平成21年度制作 企画：兵庫県・(財)兵庫県人権啓発協会  
※研修会用に貸し出しいたします

## 社会みんなの問題です …ホームレスの人権

仕事の減少、倒産や失業、病気やけがなどが原因で、公園、河川敷、道路などでの生活を余儀なくされる人々が多数います。こうしたホームレスとなった人々の中には、きちんと就職して働きたいという自立の意志をもつ人が多いにもかかわらず、偏見や差別の対象になることが少なくありません。また、ホームレスに対する嫌がらせや暴力事件などもたびたび発生しています。

こうしたホームレスの自立を支援するために、平成14年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス支援法）」が成立し、地方公共団体は就労機会や住居の確保、生活相談などの対策を講じるよう定められました。それに基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」

（平成15年）が策定され、全国調査を経て平成20年に見直しがなされました。

兵庫県においても、平成16年に国・県・市の関係機関と民間支援団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」を設置するとともに、「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、ホームレスに対する相談体制、保健・医療の確保、住まいの確保や雇用・就労支援の充実を図っています。

ホームレスの自立を図るためには、ホームレス及び近隣住民双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別を解消するよう、地域社会の理解と協力が必要です。

## 理解を深めることが必要です …セクシュアル・マイノリティの人権

セクシュアル・マイノリティとは、性にまつわる場面において、少数派（マイノリティ）である人たちのことを言います。具体的には、性的指向、性同一性障害などがあり、学校や職場などにおいて偏見や差別を受けて苦しんでいるという現状があります。

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。特に、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては根強い偏見があり、同性愛者、両性愛者の人々は少数派であるがために正常と思われなことがあります。

また、性同一性障害とは、生物学

的な性（からだの性）、社会的文化的につくられた男女の性役割や行動様式（社会の性）、性自認（こころの性）が一致しないため、自分の性別に違和感をもち受け入れられず、社会生活に支障がある状態を言います。しかし、平成16年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。（平成20年改正、条件が緩和）

現在も、これらの人々の人権を守るために、啓発活動や相談、調査救済活動が行われており、理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

## 関心をもつことから解決へ …北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。

現在、17名が政府によって拉致被害者として認定され、うち兵庫県関係者として田中実さんと有本恵子さんがいます。このほかにも、北朝鮮により拉致された可能性を排除できない人たちがいます。

平成14年9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮から納得のいく説明

はありません。残された被害者たちは、今なおすべての自由を奪われ、およそ30年もの間北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っています。

このような状況に対し、平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

喫緊の国民的問題である拉致問題の

解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、こ

の問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

### 毅然とした態度をもって…人身取引（トラフィッキング）

性的搾取や強制労働、臓器移植などを目的とした人身取引（トラフィッキング）の問題は、大変深刻な人権侵害であり、決して許されるものではありません。被害者の多くは女性や子どもであると言われており、日本は被害者が最終的にたどり着く受入国の一つであると国際社会から批判を受けています。

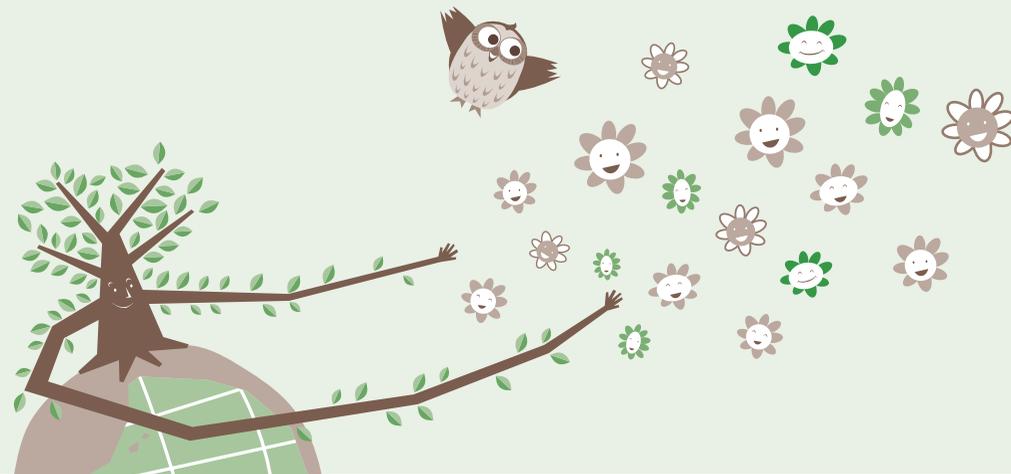
こうした現状に対し、平成16年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月には同会議において、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護

等を目的とする「人身取引対策行動計画」を取りまとめました。

平成21年12月には、見直しが行われ、「人身取引対策行動計画2009」が策定されました。

また、人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、平成17年6月に刑法等の一部が改正され、同年7月から施行されています。

人身取引をなくすためには、その実態を知り、社会全体の問題として認識する必要があります。



## VI 日常生活における人権

人権は、概念としてだけでなく、具体性をもってとらえていくことが大切です。日常の身の回りの出来事を「自分のこと」として人権の視点からとらえ、意識していくことが大切であり、日常の行動に結びつけていくことによって人権の尊重が文化として根付いていくものです。

### 家族が共に協力し合うことが大切です…家庭と人権

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、人は家庭に生まれ、さまざまなことを学びはじめます。人権意識の体得も家庭ではじまります。したがって、家庭の中の人間関係が、人権感覚を養う上で大切です。

しかしながら、近年、家庭内での希薄な人間関係、親の規範意識の欠如、育児不安の広がりやしつけへの自信の喪失、過保護や過度の放任といった家庭の教育力の低下が指摘されています。

このような中で、平成17年には、子どもの育成に伴う家庭への支援や環境整備のための国・地方公共団体の責務を明らかにした「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

また、兵庫県においては、こうした状況を踏まえ、必要な人に必要な支援が届くよう、県の多様な家庭応援施策を県民にわかりやすく体系的に整理し

た「ひょうご家庭応援プログラム」を平成19年度より作成、発表しており、家庭と地域の再構築をめざし、民間と行政が力を合わせて、家庭応援施策の展開を総合的に推進しています。

また、高齢化とともに少子化の問題が深刻化しており、私たち一人ひとりが社会と家族との関係を見直す時期が来ています。

家庭においては、男女が、それぞれの責任を担って共に協力し合うことが大切です。育児や子どもの教育、高齢者の介護は、男女が等しく担うべき大切な社会的責任であるという理念に立って、「自分の家庭」を見つめ直してみましよう。

### 生き方、かかわり方の問題として …学校と人権

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担うのが学校です。各学校においては、知・徳・体の調和のとれた人間を育成するために、子どもたちに「生きる力」を培うことを大きな柱として、国の「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第三次とりまとめ〕（平成20年6月）を踏まえて、人権教育の改善・充実に努めています。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、学校や子どもを取り巻く環境も大きく変化し、いじめ・暴力行為・不登校といった問題行動をはじめ、人権にかかわる教育課題も多様化しています。

兵庫県においては、「人権教育基本方針」（平成10年策定）に基づき、すべての幼児児童生徒が、さまざまな体験活動や交流を通して人権尊重、とりわけ人権共存の考え方への理解を深め、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向け、主体的に取り組もうとする意欲や態度を育成しています。兵庫型「体験教育」と言われる「自然学校」や「トライやる・ウィーク」などの体験活動は、兵庫県が先進的に取り組み、

社会的自立の基礎づくりや自尊感情の育成、社会活動への参画意識の形成などに大きな成果をあげています。

さらに、教育基本法の改正や県がこれまで取り組んできた教育の成果や課題を踏まえ、平成21年6月に県の中期計画である「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定し、「人権という普遍的文化の構築をめざし、人権尊重の理念に基づく『共生』の心の育成」に向けて人権教育の取組を進めています。

「子は、親を映す鏡」と言われるように「学校は、社会を映す鏡」でもあります。子どもたちの人権尊重という観点から、安全で安心して学べる環境づくりが重要です。学校を取り巻く問題に、教職員をはじめ大人たちの「生き方、かかわり方」が問われています。

### 個性や能力が発揮できる職場づくりを …職場と人権

世界的な金融危機と長引く不況の影響により、日本の雇用情勢は悪化しています。パートタイマーや人材派遣等の非正規労働者の増加、「派遣切り」による労働者の解雇、失業者の急増等が社会問題化しています。

このような厳しい状況の中で、労働者の能力が発揮されるためには、個性が尊重されるとともに、性別や年齢、学歴、信条、宗教、門地などによる差別的な待遇を許さない、機会均等の職場であることが重要です。

その実現に向けて、法整備も進められています。

改正「男女雇用機会均等法」では、事業主にセクシュアル・ハラスメント防止のための措置を講じることが義務づけられています。また、働きながら育児・介護ができるような職場環境の整備を求める「育児・介護休業法」が改正され、一部を除き平成22年6月に施行予定です。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、障害のある人を一定の割合以上雇用することを、義務付けています。

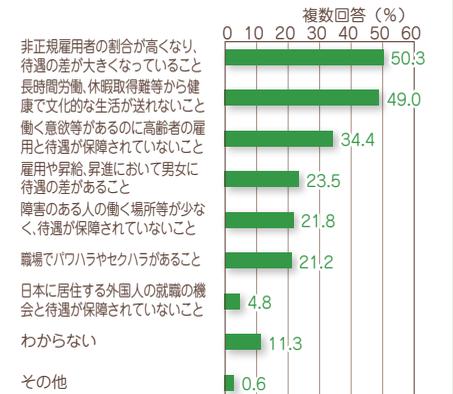
高齢者についても、改正「高齢

者等の雇用の安定等に関する法律」で、65歳定年の段階的移行が義務化されました。

その他、中高年の過労死や自殺、上司などからのパワー・ハラスメントも大きな社会的問題です。また、ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくるというワーク・ライフ・バランスの視点が重視されるようになってきました。こうした労働者の働く環境や権利について、人権尊重の観点からも見直していく必要があります。

#### ■働く人の人権に関する意識

働く人について、あなたが最近特に問題があると思われるのは、どのようなことですか。



「平成20年度人権に関する県民意識調査」より

だれもが安心して暮らせる社会を …地域と人権

社会・産業構造の変化とともに都市化が進展し、核家族化が顕著になり、地域社会における人々の結びつきが弱体化しています。近隣同士であっても互いに無関心である状況にあり、さまざまな問題が発生しています。

特に、地域においてかつては見られなかった「高齢者の孤独死」、「老々介護疲れによる世話の放棄」、「児童虐待」「外国人とのトラブル」といった事象が起き、社会問題化しています。また、声をかけて手助けする者や生活上の相談相手がないなど、住民の孤立化が問題となっています。

阪神・淡路大震災を経験した私たちは、復興の歩みの中で、人と人のつながりや地域での支え合いの大切さを学びました。震災で教えられた「共に生きる」ということを基に、だれもが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

また、近年、すべての人が孤立、排除された状態ではなく、社会の構成員として迎えられ、支え合いながら共に生きるという考え方（「ソーシャル・インクルージョン」）が徐々に広まり

つつあります。一人ひとりが、この「支え合いながら共に生きる」という精神を共有することや、地域団体やNPO、企業、行政などの組織においても、主体的に、できることから一つひとつ取組を積み重ねていくという意識をもった人を一人でも多く育てていくことが重要です。



「地域と人権」をテーマにした

人権啓発ビデオ「親愛なる、あなたへ」

平成 20 年度制作 企画：(財)兵庫県人権啓発協会

※研修会用に貸し出します

日常生活を見つめ直そう …環境と人権

21 世紀は「人権の世紀」とともに、「環境の世紀」とも言われています。どうすれば私たちと地球環境が共存できるかが、今世紀最大のテーマの一つとなっています。

この地球上における生産活動の大部分は企業によって担われています。企業が大量の地球資源を原料として利用し大量のエネルギーを使って生産活動を進めている関係上、企業の社会に果たすべき役割と責任はとても大きくなっています。そのため、企業も社会を構成する一員であり、地球環境や人権に配慮した行動を行うべきとする、「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility=CSR)という考え方が現れてきました。

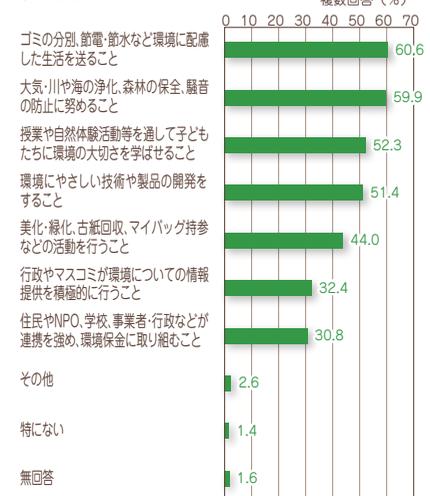
また、これまでの経済効率至上社会ではなく、「環境にやさしい社会」や「循環型社会」が求められています。『人間の生命や自然環境を大切にする』という考え方が地球的規模で広がっていると見てよいでしょう。自然環境を守ることは、人々の生命への配慮、つまり地球上のあらゆる人々の人権を守ることに密接にかかわっています。大

量生産・大量消費・大量廃棄の社会ではなく、ごみの削減、再使用、再生利用はもとより、廃棄物ゼロ（ゼロ・エミッション）を推進する「循環型社会」に移行していかなければなりません。

私たち一人ひとりが「健康で文化的な生活」を送ることができるよう、地球環境の現状やその課題について理解を深め、私たちの「日常生活」を環境に配慮したものに変わっていくことを考えてみましょう。

「健康で文化的な生活」を送るために環境に配慮することに関する意識

私たちが「健康で文化的な生活」を送るために、環境に配慮しながら自然と共生していくことが求められています。そのために、現在、あなたはどのようなことが特に大切だと思われるか。

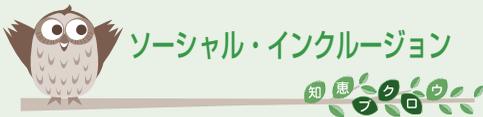


「平成20年度人権に関する県民意識調査」より



平成 19 年、国において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和の実現に向け官民一体となって取り組みはじめました。

そのためには、まずは個々の企業が自主的に取り組んでいくことが基本です。そして、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行うこととしています。



EU やその加盟国では、近年の社会福祉の再編にあたって、社会的排除（失業、技術および所得の低さ、健康状態の悪さおよび家庭崩壊などの複数の問題を抱えた個人、あるいは地域）に対処する戦略として、その中心的政策課題のひとつとされています。

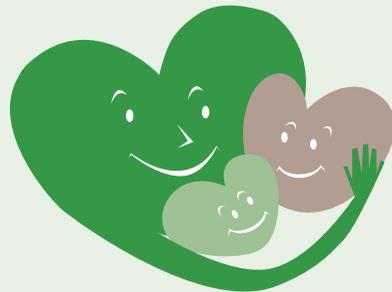
日本では、平成 12 年に厚生省（当時）でまとめられた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」において、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることが提言されています。



環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードです。

- Reduce リデュース**：減らす
- Reuse リユース**：繰り返し使う
- Recycle リサイクル**：再資源化

平成 12 年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、優先順位を 1. リデュース、2. リユース、3. リサイクルとして、まずごみを出さないことを最優先課題としています。（ただし、場合によっては優先順位を変えることによって、環境負荷が低減することもあります。）



【I・II・V 参考資料】  
『人権について考える－人権って何だろう？－2010』  
（財）人権教育啓発推進センター発行

# Ⅶ 資料編

## 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日 公布  
昭和22年 5月3日 施行

### 第 11 条（基本的人権の享有）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

### 第 12 条（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 第 13 条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 第 14 条（法の下での平等・貴族の禁止・栄典）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

### 第 19 条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

### 第 20 条（信教の自由）

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

### 第 21 条（集会・結社・表現の自由・通信の秘密）

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

### 第 22 条（居住・移転及び職業選択の自由・外国移住及び国籍離脱の自由）

何人も、公共の福祉に反しない限り、

居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**第 23 条** (学問の自由)

学問の自由は、これを保障する。

**第 24 条** (家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**第 25 条** (生存権、国の社会的使命)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 公布・施行

**第 1 条** (目的)

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかん

**第 26 条** (教育を受ける権利、教育の義務)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**第 27 条** (勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

**第 97 条** (基本的人権の本質)

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

**第 2 条** (定義)

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

**第 3 条** (基本理念)

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

**第 4 条** (国の責務)

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**第 5 条** (地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**第 6 条** (国民の責務)

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

**第 7 条** (基本計画の策定)

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

**第 8 条** (年次報告)

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

**第 9 条** (財政上の措置)

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

**第 1 条** (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

**第 2 条** (見直し)

この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法(平成 8 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針の骨子

平成13年3月 策定

### 1 人権をめぐる国内外の動き

- ・ 「人権教育のための国連10年」など国内外において人権尊重の気運が高まっている。
- ・ 国内外の動向や新たに制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨、本県のこれまでの人権教育及び啓発の成果、さらには「21世紀兵庫長期ビジョン」で示される基本課題や将来像等も踏まえつつ、人権の尊重される社会づくりに向けたより積極的、総合的な取組が必要である。

### 2 人権尊重の理念

- ・ 一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他人の人権との共存を図っていくことが重要である。
- ・ さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切である。

### 3 指針の基本的考え方

#### (1) 指針の基本理念

人権尊重の理念に関して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発を進め、人権尊重の理

念に関する県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながらともに生きる「共生社会」の実現を目指す。

#### (2) 指針の性格

- ・ 県が進める人権尊重のための教育及び啓発にかかる施策の総合的な推進について、基本的な方向を示すものである。
- ・ 市町にあっては、県の施策と連携した取組を期待するとともに、県民や企業、団体等様々な主体にあっては、この指針の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものである。

### 4 あらゆる場における教育及び啓発

- ・ 人権尊重の理念は、学習教材や啓発資料における理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に学んでいくことが大切である。
- ・ 家庭、学校、地域、職場といった県民生活のあらゆる場において、県民一人ひとりのライフステージに合わせた教育及び啓発を進める。

#### (1) 家庭

- ・ 親等が模範を示しながら、遊びやしつけ、家事などを通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心を育み、基本的な社会ルールなどを教えてい

くことが大切である。

- ・ 家庭の教育力を高めるため、子育てに関する相談・支援や学習の支援、親自らの人権学習の支援、親子の体験学習の促進などを行う。

#### (2) 学校等

- ・ 児童生徒等の発達段階に十分配慮しつつ、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うことが大切である。
- ・ 幼稚園、保育所では、生命の大切さに気づかせ、豊かな心情を育てるなど人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう努める。
- ・ 小学校、中学校、高等学校では、人権教育を児童生徒の発達段階に応じてあらゆる教育活動に位置づけ、自然や地域などでの体験学習や外国人、高齢者等との交流を通して、豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を培っていく。また、人権にかかわる歴史や人権の意味、内容などへの理解を深める。
- ・ 大学では、自治の精神にも配慮しつつ、人権尊重の理念についての理解を更に深める。また、私立学校等にも同様の趣旨に沿った教育及び啓発を奨励する。

#### (3) 地域

- ・ 県民の学習の場であり、子どもたちが自立心を育み社会性を体験的に学ぶ場として重要な役割を担っている。
- ・ 人権にかかる学習情報・教材の提供など県民の自主的学習活動の支援

を行う。

- ・ 地域における様々な団体や組織による社会奉仕活動や交流活動、文化活動、スポーツ活動などを通じて多様な学習活動が展開されるよう、リーダーの育成や実践活動の場・機会の提供等地域の教育力を高めるための支援を行う。

#### (4) 職場（企業等の事業所）

- ・ 雇用や賃金面での差別的な取り扱いやいじめ、セクハラ等の人権問題の解消を図り、人権が尊重される職場づくりを進めることが大切である。
- ・ 企業等の事業所の事業所内研修や実践活動等の自主的な取組を促進するため、経営者等に対する啓発や研修を行い、事業所内研修に際しての教材や情報の提供等を行う。

#### (5) 広域的な教育及び啓発活動

- ・ 人権にかかわるイベントや啓発資料の作成など広域的な啓発活動をはじめ、市町職員等の人材育成、情報収集・提供、調査・研究等を行う。

### 5 県職員等の啓発

- ・ 人権尊重の理念に根ざした県政を推進するため、すべての県職員の研修の充実に努める。
- ・ 特に人権に関わりの深い①教職員、②警察職員、③消防職員、④医療・保健関係者、⑤福祉関係者の研修の充実に努める。

## 6 身近な人権課題

### (1) 女性

- 男女共同参画社会基本法の理念の通り、意識啓発や学習活動の支援等を行い、男女の平等を阻む社会制度・慣行等の見直しと意識改革を図るとともに、男女の平等を推進する学校教育等の充実などの諸施策を実施する。
- 特に、ドメスティック・バイオレンスについては、男女共同参画センターや女性家庭センター等の関係機関による支援体制の充実と意識啓発に努める。

### (2) 子ども

- 子育てに関する相談や支援、青少年の健全な育成活動などの取組の一層の充実を図る中で、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえた教育及び啓発を進める。
- 児童の虐待問題については、保健、医療、福祉、教育、警察が連携した取組を行う。

### (3) 高齢者

- 高齢者が社会の重要な構成員として、培った知識や経験、技能等を正しく評価され活躍できる機会が増えるよう、また、高齢者の豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられるよう、県民各層における認識を高めていく。

### (4) 障害のある人

- 障害のある人と障害のない人が同じ権利と義務を持つひとりの人間であることを認識し、障害のある人が

容易に自己実現を図れる「共に生きる社会」を構築するべく、スポーツや音楽、文化活動など様々な機会を通じて、正しい理解と認識を深めるとともに、障害のある人やその家族に対しても積極的な社会参加と自律を促すなど、障害のある人にかかる様々な障壁を取り除くための教育及び啓発を推進する。

### (5) 同和問題

- これまでの教育及び啓発の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重するための教育及び啓発として発展的に再構築する。
- 学習教材や研修手法、啓発手法などに工夫を凝らしつつ、学校、地域、職域など様々な機会を捉えた教育及び啓発に取り組んでいく。

### (6) 外国人

- 啓発資料の配布や異文化理解の学習、交流事業、イベントなどを通じて、異なる文化、生活習慣や価値観、外国人県民が抱える課題等への理解を深めるなど、日本人県民の国際感覚の醸成に資する教育及び啓発を推進する。

### (7) HIV 感染者等

- エイズ予防月間や世界エイズデー、ハンセン病を正しく理解する週間などを中心として、正しい知識の普及啓発を進め、感染者等に対する差別・偏見の解消に努める。

### (8) その他の人権課題

- アイヌの人々の問題をはじめ、難

病患者の人たち、ホームレスの人たち、刑を終えて出所した人たちなど様々な人権にかかわる課題、インターネット等を利用した人権侵害の問題などの解決を図るための教育及び啓発を進める必要がある。

## 7 指針の総合的・効果的な推進

- 各部局が指針の趣旨に沿った施策に取り組むとともに、「兵庫県人権施策推進会議」において各施策のフォローアップを行い、施策の一体

## 人権教育・啓発に関する基本計画（抄）

平成14年 3月 閣議決定

### 第1章 はじめに

一略一

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権

的・総合的な推進を図る。

- 「兵庫県人権教育・啓発推進懇話会」や県民の意見を積極的に反映させる。
- （助）兵庫県人権啓発協会の人権啓発センターとしての機能充実を図る。
- 県、国、市町の人権関係機関及び人権関係団体のネットワークを強化する。
- 県民のボランティア活動を支援し協力していくことにより、人権尊重の理念の全県的な広がりを図る。

尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

一略一

### 第2章 人権教育・啓発の現状

#### 1 人権を取り巻く情勢

一略一

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題

は重要課題となっており、国連 10 年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他

人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

—略—

### 第 3 章 人権教育・啓発の基本的在り方

#### 1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権

と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

—略—

### 第 4 章 人権教育・啓発の推進方策

#### 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

- (1) 人権教育
- (2) 人権啓発

#### 2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障害者
- (5) 同和問題
- (6) アイヌの人々
- (7) 外国人
- (8) HIV 感染者・ハンセン病患者等

- (9) 刑を終えて出所した人
- (10) 犯罪被害者等
- (11) インターネットによる人権侵害
- (12) その他

#### 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

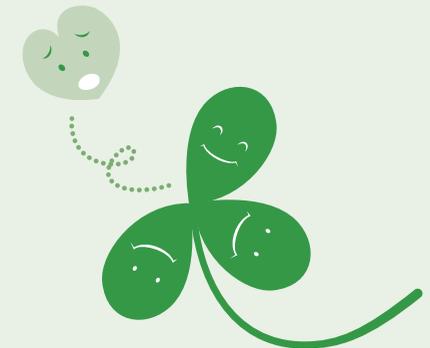
#### 4 総合的かつ効果的な推進体制等

- (1) 実施主体の強化及び周知度の向上
- (2) 実施主体間の連携
- (3) 担当者の育成
- (4) 文献・資料等の整備・充実
- (5) 内容・手法に関する調査・研究
- (6) (財)人権教育啓発推進センターの充実
- (7) マスメディアの活用等
- (8) インターネット等 IT 関連技術の活用

### 第 5 章 計画の推進

#### 1 推進体制

- 2 地方公共団体等との連携・協力
- 3 計画のフォローアップ及び見直し



# 日本が締結している主な人権関係条約

1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約 /A 規約） 労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利などのいわゆる社会権を主として規定したものである。	1966.12.16 採択 1976.1.3 発効 1979.6.21 締結
2	市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約 /B 規約） 人は生まれながらにして自由であるという考え方の下で、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、つまり自由権を中心に規定したものである。	1966.12.16 採択 1976.3.23 発効 1979.6.21 締結
3	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人権差別撤廃条約） 締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とした条約。	1965.12.21 採択 1969.1.4 発効 1995.12.15 締結
4	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約） すべての人間は、そもそも生まれながらに自由かつ平等であることから、女性も男性と同様に個人として等しく尊重されるべきであるとした条約。	1979.12.18 採択 1981.9.3 発効 1985.6.25 締結
5	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買禁止条約） 売春及び売春を目的とする人身売買は、人としての尊厳及び価値に反するものであり、個人、家族と社会の福祉をそこなうものとして、それを禁止した条約。	1949.12.2 採択 1951.7.25 発効 1958.5.1 締結
6	難民の地位に関する条約（難民条約） 難民の定義を定めるとともに、締約国に、難民を迫害の恐れがあるところに追放または送還しないこと。そして、自国に滞在する難民については、主として国内制度上の権利と保護を与えることを規定した条約。	1951.7.28 採択 1954.4.22 発効 1981.10.3 締結
7	難民の地位に関する議定書 難民条約で定められた難民の範囲を拡大している。	1967.1.31 採択 1967.10.4 発効 1982.1.1 締結
8	婦人の参政権に関する条約（婦人参政権条約） 男女同権の原則に基づいて、男女が参政権を平等に共有及び行使することを定めた条約。	1953.3.31 採択 1954.7.7 発効 1955.7.13 締結
9	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約） 拷問の範囲を明確にし、締約国に拷問防止のための法的義務を課して拷問を実効的に防止することや、拷問禁止に関する委員会を設けて国際的に監視すること等を内容とした条約。	1984.12.10 採択 1987.6.26 発効 1999.6.29 締結
10	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） 世界には貧しさや飢え、戦争などで苦しんでいる子どもたちがたくさんいる。そうした現実を踏まえ、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることをめざした条約。	1989.11.20 採択 1990.9.2 発効 1994.4.22 締結
11	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書 多くの地域での武力紛争により、子どもが兵士とされたり、暴力を受けたりしていることから、子どもの権利の実現を更に強化するために定められた。	2000.5.25 採択 2002.2.12 発効 2004.8.2 締結
12	児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書 子どもの人身売買や、児童買春、児童ポルノなどの行為を犯罪と定め、そうした犯罪についての取締りの国際協力などを定めている。	2000.5.25 採択 2002.1.18 発効 2005.1.24 締結

# 人権関係年表（国内）

1947.9.1 「労働基準法」制定	2000.11.24 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行
1947.12.12 「児童福祉法」制定	2000.12.6 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
1948.12.21 「民法」改正	2001.5.25 人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」（諮問第2号答申）を提出
1950.5.4 「生活保護法」制定	2001.7.1 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行
1969.7.10 「同和対策事業特別措置法」施行	2001.8.5 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行
1982.3.31 「地域改善対策特別措置法」施行	2001.10.13 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
1985.5.7 「男女雇用機会均等法」制定	2001.12.21 人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について」（諮問第2号に対する追加答申）を提出
1987.4.1 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）施行	2001.12.28 「高齢社会対策大綱」閣議決定
1993.12.3 「障害者基本法」施行	2002.3.15 「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定
1994.9.28 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）施行	2002.4.1 「改正育児・介護休業法」施行
1995.12.16 「高齢社会対策基本法」施行	2002.5.27 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行
1996.12.13 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」を決定	2002.8.7 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行
1997.3.25 「人権擁護施策推進法」施行	2002.10.1 「身体障害者補助犬法」施行
1997.3.31 「地対財特法」の一部改正	2002.12.24 「障害者基本計画」閣議決定
1997.6.18 「男女雇用機会均等法」改正	2003.5.30 「個人情報保護に関する法律」施行
1997.7.1 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）施行。「北海道旧土人保護法」廃止	2004.7.16 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
1997.7.4 「「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」策定	2004.12.8 「犯罪被害者等基本法」公布
1998.4.1 60歳以上で年制義務化（「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）一部改正）	2005.4.1 「犯罪被害者等基本法」施行
1998.7.1 障害者雇用率（1.8%）の設定（「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）一部改正）	2005.4.1 「発達障害者支援法」施行
1999.4.1 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」（精神薄弱者から知的障害者への用語改正）施行	2005.10.21 「介護保険法」改正
1999.6.23 「男女共同参画社会基本法」施行	2006.4.1 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
1999.7.29 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申	2006.4.1 「高齢者雇用安定法」改正
1999.11.1 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）施行	2006.4.1 「公益通報者保護法」施行
2000.4.1 成年後見制度改正（「民法」一部改正等）	2006.4.1 「障害者自立支援法」施行
2000.4.1 指紋押捺全廃（「外国人登録法」一部改正）	2006.6.23 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮個人権法）施行
2000.10.1 「民事法律扶助法」施行	2006.12.20 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）施行
2000.11.1 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を円環するための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）施行	2008.6.6 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択
2000.11.15 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行	2008.6.18 「ハンセン病解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）成立
2000.11.20 「児童虐待の防止等に関する法律」施行	2009.4.1 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）施行
	2009.12.22 「人身取引対策行動計画2009」策定

# 兵庫県の人権相談先一覧

名称	内容	実施場所	電話番号	体制	方法
人権相談	人権問題に関する相談	神戸地方務局 人権擁護課	(代)078)392-1821	職員 人権擁護委員	電話 面接
		兵庫県人権啓発協会 (県立のじぎく会館内)	T(078)242-5359 F(078)242-5360	相談員	来訪 電話 文書
女性のための相談	DV相談など	県立女性家庭センター	(078)732-7700	相談員(女性)	電話
男性のための相談	女性が抱えるさまざまな悩みの相談	県立男女共同参画センター	(078)360-8551	カウンセラー(女性)	電話 面接
			(078)360-8553	臨床心理士(男性)	電話
ひょうごっ子 悩み相談	児童生徒の悩みや 子どもの教育に関する 悩みについて	ひょうごっ子 悩み相談センター 各教育事務所分室	0120-783-1111	カウンセラー 教育相談員 指導主事	電話 面接
外来相談・ 福祉ダイヤル 相談	不登校問題を中心 に心の悩みの相談	県立清水が丘学園	(078)943-0501	精神科医師 心理治療士	来訪 電話
児童虐待防止 24時間 ホットライン	児童虐待に関する 相談	中央こども家庭センター 西宮こども家庭センター 川西こども家庭センター 姫路こども家庭センター 豊岡こども家庭センター 神戸市こども家庭センター 神戸市児童虐待夜間休日電話	(078)921-9119 (0798)74-9119 (072)759-7799 (079)294-9119 (0796)22-9119 (078)382-2525 (078)382-1900	電話相談員	電話
高齢者 総合相談	一般相談	兵庫県民総合相談センター	0120-01-7830	相談員協力員	来訪 電話
	介護相談			保健師	
	高齢者虐待相談			(財)認知症の人と 家族の会会員	
	認知症高齢者家族 相談			保健師	
認知症高齢者専門 職相談					
身体障害者 知的障害者 精神障害者 相談	療育・生活・施設入 所・就学など	各相談員の自宅等 詳細は、県健康福祉事務所(保健所)、 市福祉事務所、町役場へ		相談員	来訪 電話

名称	内容	実施場所	電話番号	体制	方法	
障害者 ホットライン	総合相談 窓口	人権問題・財産等 各種相談指導	県福祉センター2F	T(078)230-9545 F(078)230-9553	相談員	電話 FAX 来訪 文書
	身体障害 者相談	身体障害者にかかる 各種相談指導	県福祉センター2F 兵庫県身体障害者 福祉協会	T(078)242-4620 F(078)242-4260		
	知的障害 者相談	知的障害者にかかる 各種相談指導	県福祉センター2F 兵庫県手をつなぐ育成会	T(078)242-4644 F(078)242-4069		
	精神障害 者相談	精神障害者にかかる 各種相談指導	兵庫県精神障害者 家族会連合会	T(078)360-2618 F(078)360-2615		
	聴覚障害 者相談	聴覚障害者にかかる 各種相談指導	県立聴覚障害者情報 センター	T(078)805-4175 F(078)805-4192		
外国人の ための人権 相談	外国人の人権に 関するさまざまな 相談	神戸地方務局 人権擁護課	(代) T(078)392-1821 F(078)392-0180 第2水(英語)13:00~17:00 第4水(中国語)13:00~17:00	職員 人権擁護委員	電話 FAX 面接	
外国人県民 相談	多言語による生活・ 法律相談(対応言語)英語・ 中国語・スペイン語・ ポルトガル語	(財)兵庫県国際交流協会 外国人県民インフォメー ションセンター (兵庫県民総合相談センター内)	(078)382-2052	相談員 法律相談は 弁護士	電話 面談	
外国人県民 教育相談	就学・進学相談 日本語指導	兵庫県教育委員会 子ども多文化共生センター (県立国際高等学校内)	(0797)35-4537	指導主事等		
県民相談	各種(14部門) 相談窓口	兵庫県民総合相談センター	(代)078)360-8511	専門相談員 弁護士等		
兵庫県 いのちと心の サポートダイヤル	心の健康相談	兵庫県健康福祉部 障害福祉局障害福祉課	(078)382-3566 (18時~翌7時)	精神保健福祉士 臨床心理士	電話 面談 等	
兵庫県警 相談	県警なんでも相談	警察本部県民広報課	短縮 井9110	相談担当者等		
	少年の悩みごとの 相談	警察本部少年育成課 少年相談室(ヤングトーク)	0120-786-109 (平日)9:00~17:30 (土・日・祝日)留守番電話対応	少年相談専門 カウンセラー (女性)		
	暴力(団)についての 相談・情報	警察本部暴力団対策課	0120-20-8930	相談担当者等		



兵庫県マスコット  
はばタン

平成22年 3月発行

## 兵庫県健康福祉部社会福祉局人権推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL:078-362-9135 FAX:078-362-4266

<http://web.pref.hyogo.jp/>



## 財団法人兵庫県人権啓発協会

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号

TEL:078-242-5355 FAX:078-242-5360

<http://www.hyogo-jinken.or.jp/>